

### 第3章 ゾーン別の景観形成方針

#### 1. 景観形成ゾーン・景観提案地区・景観啓発地区・景観地区の設定

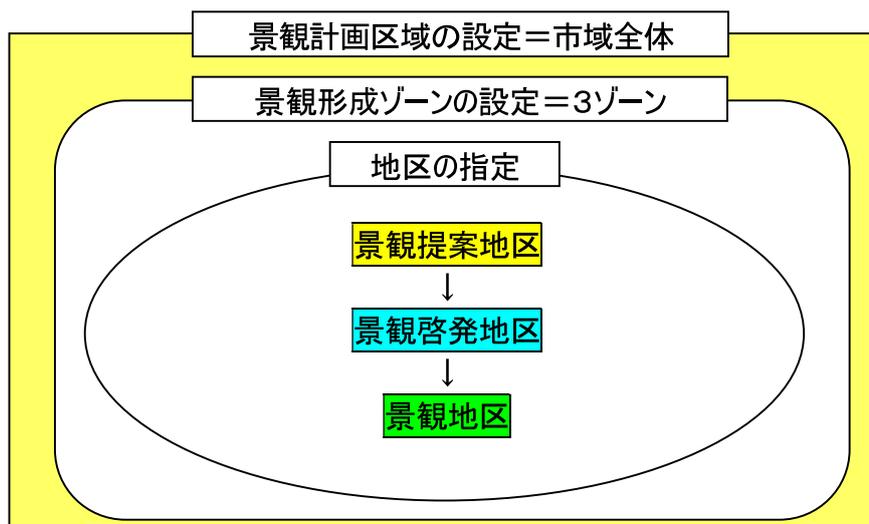
景観形成に当たり、市域を「都市文化ゾーン」「田園文化ゾーン」「海洋文化ゾーン」の3つのゾーンに設定し、必要な施策を展開します。

図表9 薩摩川内市のゾーン区分図



このうち、貴重な景観資源が象徴的に現れ、景観形成やまちづくりに対する理解が進んでいる地区を図表10による「景観提案地区」あるいは「景観啓発地区」とし、地元地区と市の協働体制が構築され、良好な景観形成に関しての制限事項等に関しての合意が得られた場合には、景観地区<sup>14</sup>への移行を目指します。

図表10 景観形成ゾーンと景観提案地区、景観啓発地区及び景観地区の関係



<sup>14</sup> 景観地区:法第61条第1項に規定される「景観地区」及び法第74条第1項に規定される「準景観地区」について、本計画では、通称「景観地区」として取り扱うこととします。

図表 1 1 地区の設定区分

階 層	定 義
①景観提案地区	● 今後、景観形成の啓発に取り組む必要があると市が指定した地区、または、地元地区から地区指定の提案があった地区
②景観啓発地区	● 市と地元地区との間で、景観啓発地区指定に関し、合意形成がなされ、継続的に景観形成の啓発活動を行い、景観地区への移行を目指す地区
③景観地区	● 景観啓発地区において、地元地区との間で、景観の保全・活用の取組みや行為の制限等、景観形成に向けて合意形成が図られた地区 ※都市計画区域内では、景観法に基づき都市計画として市が決定し、都市計画区域外では市条例で決定する。 ※建築物の形態意匠等の制限や工作物その他の「行為の制限」が行われる。

## 2. 都市文化ゾーンの景観形成方針

### (1) 対象区域と景観特性

都市文化ゾーンは、川内地区の中心市街地周辺の都市計画用途地域を対象区域とします。この区域には、川内駅や国道3号などの幹線道路があり、商業・教育・文化・医療・行政等の都市的機能が集積されている中、市の中心部に雄大な川内川が流れるなどの自然景観も兼ね備えていることが特徴づけられます。

### (2) 景観形成の目標と方針

都市文化ゾーンの景観形成の目標を「うるおいと活力に満ちた、風格のある市街地景観（水景文化空間<sup>15</sup>）の形成」とし、方針は次のとおりとします。

- 地域の第一印象となる駅前や幹線道路にふさわしいまち並みを形成する。
- 商業地と住宅地が快適に共存できるまち並み景観を形成する。
- 川内川を中心とした河川空間において、うるおいと安らぎのある水辺景観を形成する。



清水ヶ岡から見る市街地

<sup>15</sup> 水景文化空間:本市第1次総合計画に定義されている言葉で「癒しのある水辺、温かさあふれる緑など、雄大な川内川を中心とする自然環境を舞台に、伝統ある歴史・文化を磨きながら、住民一人ひとりが自らの地域への誇りや愛着を実感しつつ、いきいきと快適に生活し続けることのできる、都市アメニティ（都市環境の快適性、魅力ある環境、生活の質など）豊かな生活空間」を象徴的に表した言葉

### 3. 田園文化ゾーンの景観形成方針

#### (1) 対象区域と景観特性

田園文化ゾーンは、樋脇、入来、東郷、祁答院及び川内地区の田園地域を対象区域とします。この区域は、農林業が活発で、水と緑の豊かな農地が広がり、特に水稻栽培、果樹栽培、野菜栽培、畜産経営などが盛んで、美しい農山村の風景が数多く見受けられます。

#### (2) 景観形成の目標と方針

田園文化ゾーンの景観形成目標を「**水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園景観の形成**」とし、方針は次のとおりとします。

- 水と緑が織り成す美しい自然景観を保全する。
- 農地等の保全を図りながら、ゆとりと潤いのある田園景観を形成する。
- 歴史・文化を伝える周辺地区と調和した歴史的景観を形成する。



高江町の水田地帯

#### (3) 景観啓発地区

##### ①地区の指定

入来麓周辺地区、藺牟田池周辺地区を、「景観啓発地区」として指定し、今後はより具体的に景観地区への移行を目指します。

なお、入来麓周辺地区の対象地域は、「入来麓伝統的建造物群保存地区とその周辺」とします。また、藺牟田池周辺地区の対象地域は、「県立自然公園条例指定地（第2種特別地域）」とします。

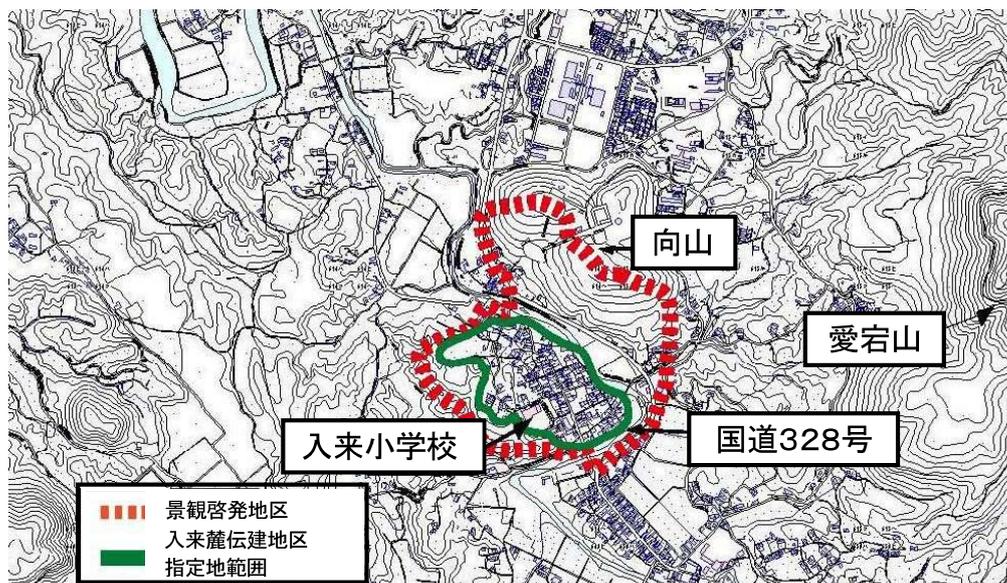
##### ②入来麓周辺地区の景観形成方針

入来麓周辺地区は、入来麓伝統的建造物群保存地区を核とした樋脇川沿岸の植生及び清色城跡を背景に、向山と愛宕山に向けて地区内の道路が整備されている歴史的景観があり、玉石垣群と生垣等の緑豊かな景観となっています。

そこで、この地区の歴史的に貴重な景観を財産として保全することにより、後世へ歴史的資産として残すことを目指して、伝統的建造物群保存地区の制度と連動しながら現在の歴史景観の保全・活用を図ります。

景観形成方針→観光・学習の場として活かせる歴史的風致<sup>16</sup>を保全・活用する

図表12 入来麓周辺地区



入来麓伝統的建造物群保存地区内にある茅葺門

## ③ 藺牟田池周辺地区の景観形成方針

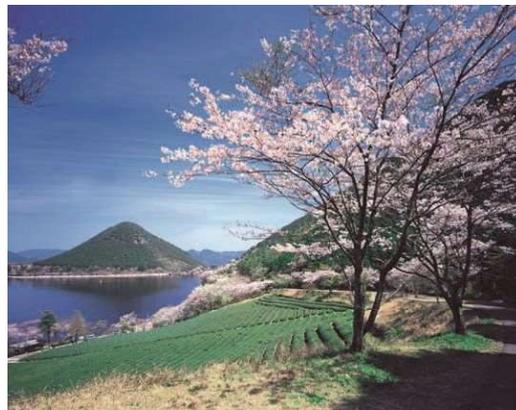
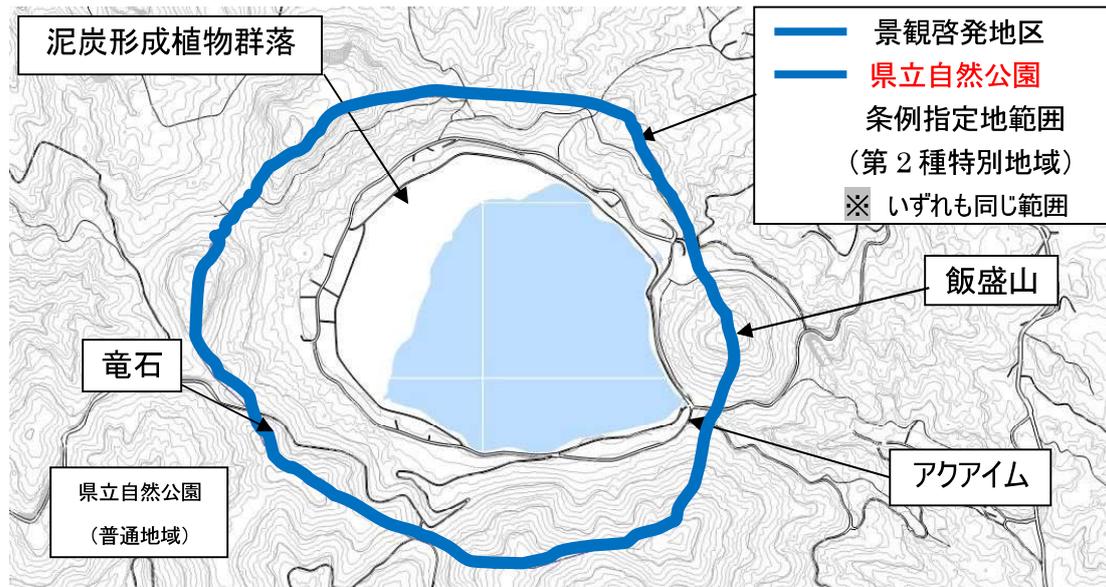
藺牟田池周辺地区は、飯盛山や愛宕山に代表される外輪山に囲まれた景観が広がっており、平成17年にはベッコウトンボなどの希少動物や天然記念物として指定されている泥炭形成植物群落が存在する藺牟田池が、ラムサール条約にも登録されるなど自然豊かな景観となっています。

そこで、この地区を、自然と調和する色彩等で景観形成を図ることにより、市民や観光客が再び訪れたい場所になることを目指すと同時に、県立自然公園条例の制度と連動しながら、現在の自然景観の保全・活用を図ります。

## 景観形成方針→観光・学習の場として活かせる自然景観を保全・活用する

<sup>16</sup> 風致: 森林、河川など自然環境の整合の美

図表13 蘭牟田池周辺地区



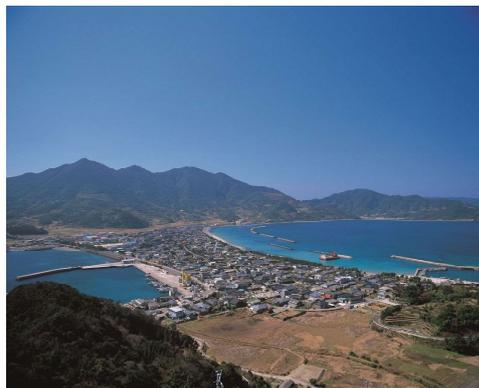
蘭牟田池

#### 4. 海洋文化ゾーンの景観形成方針

##### (1) 対象区域と景観特性

海洋文化ゾーンは、川内地区の東シナ海沿岸地域及び甌島地域を対象区域とします。この区域は、東シナ海を中心とした海洋性固有の景観が形成されており、海岸沿いでは昔からの白砂青松の風景が見られます。

特に甌島地域には、山腹の傾斜地から麓にかけて、畑や水田が広がるとともに、海辺には切り立った断崖や複雑な海岸線などの自然景観が数多く残されています。



トンボロ地形 (陸繋砂州)

## (2) 景観形成の目標と方針

海洋文化ゾーンの景観形成目標を「**海辺の生活と海とのかかわりが感じられる海洋景観の形成**」とし、方針は次のとおりとします。

- 自然が作り出した変化に富んだ海岸線及び常緑の森林等の自然景観を保全する。
- 海岸周辺に面して植樹をするなど、緑に配慮した海岸景観を形成する。
- 中低層を主体とした緑豊かな潤いのある住宅地景観を形成する。

## (3) 準景観地区

### ①地区の指定

長目の浜周辺地区は、良好な景観を保全し未来へ引き継いでいくため景観法第74条の規定に基づき、平成25年7月1日に「長目の浜準景観地区」として指定しました。地区の陸側の範囲は、3つの視点場（田之尻展望所・渡り口・長目の浜展望所）から見る事ができる山の稜線とします。

なお、長目の浜は、礫洲という特異な地形であり植生の観点から、学術的な価値が認められ、平成27年3月10日に「甑島長目の浜及び潟湖群の植物群落」として国の天然記念物に指定されたほか、平成27年3月16日には長目の浜準景観地区を含めた範囲が、「甑島国定公園」として指定されています。

### ②長目の浜準景観地区の景観形成方針

長目の浜は、上甑島の北部に位置し、鋤崎池、貝池、なまこ池からなる全長約4キロメートル、幅約50メートルの美しい海岸線であり、田之尻展望所及び鋤崎展望所からは全景を一望できる景観となっています。この景観はその背後にある山並みと一体となり、風光明媚な自然豊かな景観を造りだしています。

長目の浜準景観地区は本市の代表的な景観資産のひとつでもあることから、地域住民だけでなく、市民、事業者など全ての人々が一体となって、この地区の景観を保全し未来へ引き継いでいくことが必要であり、自然公園制度と連動しながら、現在の自然景観の保全・活用を図ります。

**景観形成方針→悠久の歴史で造られた 壮大で繊細な長目の浜を <sup>とこしえ</sup> 永久の未来につなぐ**

### 基本目標

1. 主役の景観を守る
2. 美しい沿道景観を守り、育む
3. 地域の誇りである眺望景観を保つ

図表14 長目の浜準景観地区指定範囲



鎌崎展望所から見る長目の浜

## ③認定及び許可を要する行為

指定地区内での建築物の建築など、工作物の建設および一定規模以上の開発行為などについては、薩摩川内市準景観地区条例に規定する認定または許可が必要となります。

図表 14-1 景観形成基準

建築物に関する形態意匠等の制限及び高さの最高限度		
建築物の形態意匠の制限	色彩（外壁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺になじむ色相とし、明度6以下、彩度2以下とすること。</li> <li>● アクセントとして上記以外の明度、彩度の色を組み合わせる場合は、その面の面積の10分の1以内とすること。</li> <li>● 木材、自然石などの自然素材（島内のものに限る。）による場合はこの限りではない。</li> </ul>
	色彩（屋根）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺になじむ色相とし、明度3以下、彩度6以下とすること。</li> </ul>
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空調、配線等に必要な建築設備は、公共空間から見えないよう遮蔽等の措置を施すこと。</li> <li>● やむを得ず、露出する場合は、建築物の外壁と同色の塗装を施し、目立たないように配慮すること。</li> </ul>
高さの最高限度	主屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地盤面から最上部までの高さを13メートル以下とすること。</li> </ul>
	附属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主屋の軒の高さ以下とすること。</li> </ul>
建築物に附属する垣、柵、塀等の意匠		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路に面する垣、柵、塀等は、周辺の自然風景と不調和とならないように、自然素材（石、木、植物等）を使用すること。</li> <li>● 上記以外の素材を使用する場合は、自然素材風の修景又は壁面緑化等の緑化措置を施すこと。</li> </ul>

工作物に関する形態意匠の制限及び高さの最高限度	
鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類する柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 背景となる自然風景又は周辺の状況を阻害するような派手ではっきりとした色は使用しないこととし、彩度は2以下とすること。</li> <li>● 周辺に設置してある同種のものと同間隔又は等しい高さになるようにし、全体としての連続性や統一性を確保すること。</li> <li>● 送電又は通信の用に供する目的で設置する柱については、連続性や統一性を確保すること。</li> </ul>
物見塔その他これらに類する塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 背景となる自然風景又は周辺の状況を阻害するような派手ではっきりとした意匠及び色は使用しないこととし、彩度は2以下とすること。</li> <li>● 高さは5メートル以下とすること。</li> </ul>
高架水槽、サイロ又は飼料、セメントその他これらに類する物を貯蔵若しくは製造する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 背景となる自然風景又は周辺の状況を阻害するような派手ではっきりとした意匠及び色は使用しないこととし、彩度は2以下とすること。</li> </ul>
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 壁面の表面は石貼りなど、自然素材風の修景を施したものとすること。</li> <li>● 高さは2メートル以下とすること。</li> </ul>
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外装部の地色（文字以外の部分をいう。）は、色相YまたはYRの彩度2以下とし、囲い等の目隠しを付けること。光量はできるだけ抑え、夜間の良好な環境に配慮すること。</li> </ul>

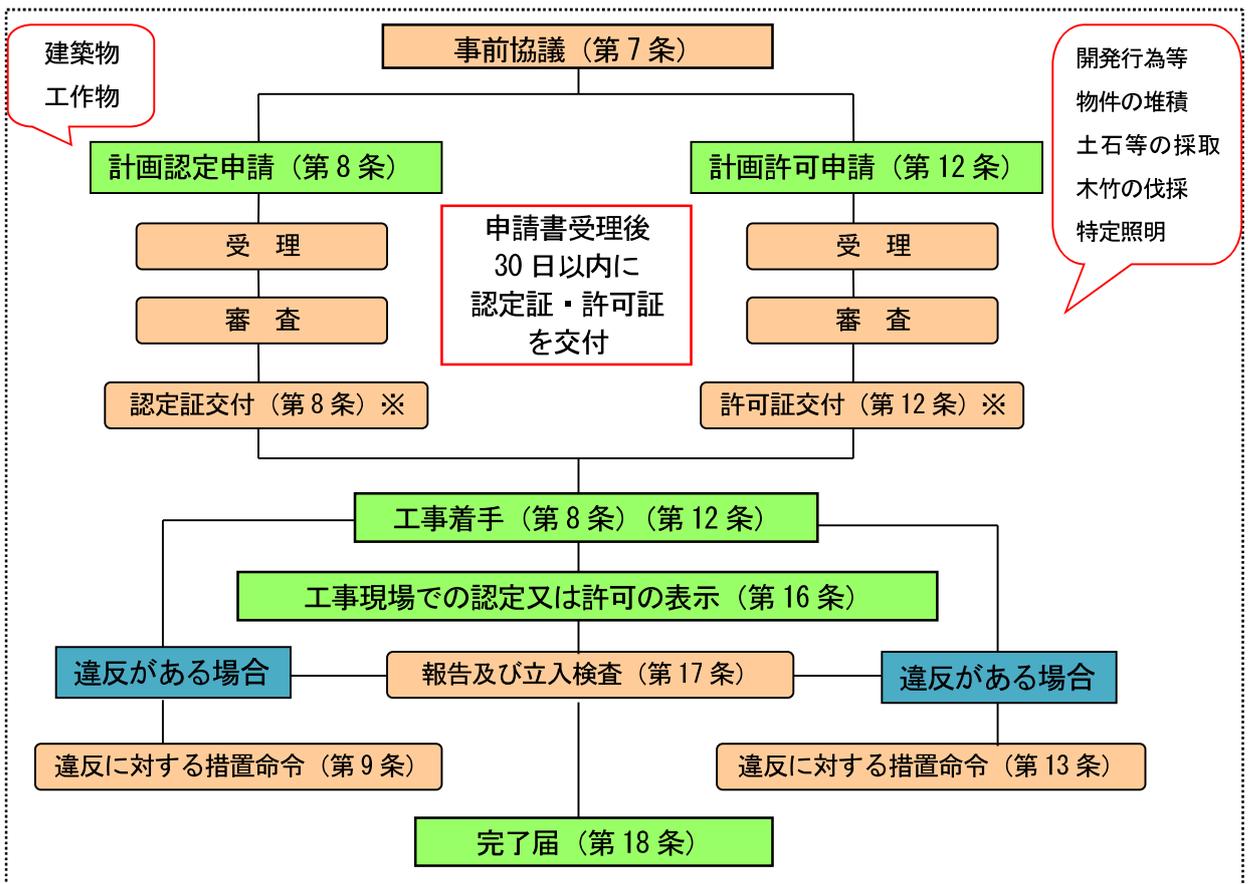
垣、柵及び塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 背景となる自然風景又は周辺の状況を阻害するような派手ではっきりとした色は使用しないこととし、ブロック塀又はコンクリート塀を使用する場合は、色相Y又はYRの彩度2以下とすること。ただし、石貼り等の自然素材風の修景及び塀全体を地被性植物等での緑化を行った場合は、塗装は要しない。</li> <li>● 高さは1.2メートル以下とすること。</li> </ul>
記念塔、彫像その他これらに類するも	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の状況と調和し、違和感が生じないような意匠及び色とすること。</li> <li>● 彫像等を載せる台座は、むき出しのコンクリートにせず、木製、石積みや石貼り等の自然素材又は同等の外観を持つような修景措置を施すこと。</li> <li>● 高さは2.1メートル以下とすること。</li> </ul>

## 開発行為の制限

法第16条第1項第3号に規定する開発行為で、水平投影面積が500平方メートル以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 切土及び盛土によって生じる法の高さの最高限度は2メートル以下とすること。</li> <li>● 法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境との調和に配慮すること。</li> <li>● 擁壁素材、表面処理の工夫、緑化等により、周辺の自然環境との調和に配慮すること。</li> </ul>
土地の造成その他一団の土地の形質の変更で、当該行為に係る部分の水平投影面積が500平方メートル以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 切土及び盛土によって生じる法の高さの最高限度は2メートル以下とすること。</li> <li>● 法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境との調和に配慮すること。</li> <li>● 擁壁素材、表面処理の工夫、緑化等により、周辺の自然環境との調和に配慮すること。</li> <li>● 木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とすること。</li> <li>● 敷地内にある良好な樹木、池等の自然要素をできる限り保全すること。</li> </ul>
屋外における次に掲げる物件の堆積で、当該行為に係る土地の水平投影面積が500平方メートル以上のもの	<p>(1) コンテナなど貨物等の積載又は運搬の用に供する資材  (2) プレハブ、鉄筋その他の建築用資材  (3) 土砂、砂利、堆肥等の土、砂、石の類で、特定の施設や容器に収納されずに屋外に野積みされるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 物件の高さは10メートル以下とし、通路その他の公共の場所から5メートル以上離れた一番奥の目立たない場所へ堆積すること。</li> <li>● 道路その他公共の場所から容易に望見できないよう、樹木、垣根その他のものにより適切に遮蔽すること。</li> </ul>
土石若しくは砂類の採取又は鉱物の堀採で、当該行為に係る土地の水平投影面積が300平方メートル以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 採取又は堀採を行う面積を最小限にとどめ、当該行為の際の樹木の伐採については、不必要な伐採を避けること。</li> <li>● 行為中は、行為地の状況が道路その他公共の場所から容易に望見できないよう、適切な方法により遮蔽されていること。</li> <li>● 行為後は、土地の状況を原状に復旧すること。</li> </ul>

<p>木竹の伐採において、当該行為に係る土地の水平投影面積が500平方メートル以上のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合は、これに代わる植栽を行うこと。</li> <li>● 大規模な木竹の伐採はできる限り避け、伐採の位置は遠方からの望みに配慮するなど、公共の場からできる限り見えない場所とすること。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とすること。</li> <li>● 伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮すること。</li> <li>● 地域を特色づけている樹木、生け垣等は伐採しないこと。やむを得ず伐採しなければならない場合は、移植などの措置を施すこと。</li> </ul>
<p>夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 照明設備は、地上5メートル以下の場所に設置し、公共の場所に照射しないこと。</li> <li>● ネオン、イルミネーション又は回転灯、サーチライトその他これらに類するもので光の量が多く、動きのあるものは使用しないこと。</li> </ul>

図表 14-2 計画認定申請又は計画許可申請の手順



※認定証又は許可証の交付があるまでは、工事に着手することはできません。

## ■参考2 景観形成ゾーンと景観啓発地区・準景観地区一覧

図表15 景観形成ゾーンの設定

ゾーン	項目	内容
①都市文化ゾーン	対象区域	● 川内地区の中心市街地周辺の都市計画用途地域
	ゾーンの位置づけ	● 川内駅や国道3号など幹線道路があり、本市の都市機能を有している区域
	区域の概況	● 国道3号などの幹線を中心に市街地が形成され、その背後に住宅が密集している。 ● 商業・教育・文化・医療・行政等の都市的機能が集積されている。 ● 市の中心部に雄大な川内川が流れるなどの自然景観も兼ね備えている。
	景観形成の目標	うるおいと活力に満ちた、風格のある市街地景観の形成
②田園文化ゾーン	対象区域	● 樋脇、入来、東郷、祁答院及び川内の田園区域
	ゾーンの位置づけ	● 農林業が活発で、美しい農山景観が形成されている区域
	区域の概況	● 里地里山などの田園景観や自然公園、歴史的価値を有している伝統的な集落等が集積している区域 ● 美しい棚田などが広がり、ふるさとの景観が見受けられる。
	景観形成の目標	水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園景観の形成
	景観啓発地区	【景観啓発地区】 入来麓周辺地区、蘭牟田池周辺地区
③海洋文化ゾーン	対象区域	● 川内地区の東シナ海沿岸地域及び甌島区域
	ゾーンの位置づけ	● 本土地域と甌島地域の間に広がる、東シナ海を中心とした海洋性固有の景観が形成されている区域
	区域の概況	● 海岸沿いに昔からある、白砂青松の風景が広がっている。また、切り立った断崖や複雑な海岸線などの自然景観が数多く残されている。
	景観形成の目標	海辺の生活と海とのかかわりが感じられる海洋景観の形成
	準景観地区	【準景観地区】 長目の浜準景観地区

図表16 景観啓発地区・準景観地区の形成方針

地区名	項目	内容
①入来麓周辺地区 入来町 浦之名	対象地域	● 入来麓伝統的建造物群保存地区とその周辺
	景観形成方針	● 観光・学習の場として活かせる歴史的風致を保全・活用する。
	期待する効果	● 歴史的に貴重な景観を財産として保全し、後世へ残すことを目指す。
②蘭牟田池周辺地区 祁答院町 蘭牟田	対象地域	● 蘭牟田池外輪山の内側（県立自然公園条例指定地：特別第2種特別地域）
	景観形成方針	● 観光・学習の場として活かせる自然景観を保全・活用する。
	期待する効果	● 自然と調和する色彩等による景観形成により、市民や観光客が再び訪れたい場所になることを目指す。
③長目の浜準景観地区 里町里 上甌町小島 上甌町瀬上	地区範囲	● 3つの視点場（田之尻展望所・渡り口・長目の浜展望所）から見る事ができる山の稜線
	景観形成方針	● 悠久の歴史で造られた 壮大で繊細な長目の浜を 永久の未来につなぐ <small>とこしえ</small>
	基本目標	1. 主役の景観を守る 2. 美しい沿道景観を守り、育む 3. 地域の誇りである眺望景観を保つ